ラ上京命ズシ也命ヲ受ケタル
(イ)、職工教科書編纂係ニ任ス
(ロ)、陸軍特種ノ業務ニ関シ三日間出張ス
(ハ)、出張
(イ)、今度病者ノ出金数ヲ減ス
(ロ)、医員ヲ置ク、医員出時ノ実収入ニ依ル
(ハ)、第院宰記中元年末雲号増数
以上五項目ハ和中ニ対シ重大ナル変化ヲ与ヘタル特殊的ノ事動ナリ
以上ニ決定
(二)、内務省ヨリ伝ル
大会決議ノ件中(内務省ヨリ元主事ヲ郡理事)
第院宰動議実施ノ件 解散ヲ医員ノ事動ノ決定
施行ノ件 年末雲号ノ増数ノ中元雲号ノ動定ノ件等

法人

以上
規約改正ノ件 安田配当者ノ志川三郎ヨリ臨金数
支出ノ件、五項ノ上京番ヲ川村保吉氏ノ内務省
ヨリ矢部氏ヲ上京ニ決定
(四)、川村ノ二十名ノ十四下ノ方法変上ヲ
(五)、旧番次ヲ以テ臨金増額ノ件
前任番号ヲ陸口若松ノ医員ヲ(十五日内)ノ増
号ヲ上京ニ決定

以上